

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月25日（平成28年（行個）諮問第135号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第143号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「①審査請求人が平成27年特定月に派遣法違反という内容で兵庫労働局需給調整事業課に、特定事業所A及び特定事業所Bについて相談した記録，②審査請求人が、平成27年特定月に兵庫労働局需給調整事業課に、郵送にて派遣法違反という内容で特定事業所A及び特定事業所Bについて情報提供した記録，及び③上記①，②の相談，情報提供に関し，兵庫労働局が行った行政指導内容詳細及び日にち。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年3月1日付け浜労個開第225号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

特定事業所A及び特定事業所Bが兵庫労働局から受けた行政指導の詳細について，開示がされておらず，指導内容の詳細の一部だけでも把握したいため。

現在係属中の民事裁判において，行政指導を受けた企業が行政指導の事実はなかったと否定しているため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表の3欄に掲げる情報については，法14条2号，

3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 2 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、審査請求人が行った相談及びその処理に係る文書で、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし11の文書（以下「対象文書」という。）である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号

対象文書2ないし4, 6, 10及び11の不開示を維持する部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ

対象文書1ないし8, 10及び11の不開示を維持する部分には、特定事業所に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き

対象文書1, 2, 4, 6, 8及び10の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提

として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 本来不開示とする部分について

文書番号2の報告書に記載された情報は、派遣元及び派遣先の事業所名、所在地並びに代表者といった審査請求人が知り得る情報を除いては、特定事業所に対する労働局の対応に関する情報であり、文書番号1ないし4、6、8、10及び11の不開示部分と同様の理由で法14条3号の不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は審査請求人の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報を開示することについては、文書番号2において開示された部分に限り、その取扱いを維持するものである。

(4) 新たに開示する部分について

別表の2欄に掲げる対象文書1及び8の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定事業所A及び特定事業所Bが兵庫労働局から受けた行政指導の詳細について、開示がされておらず、指導内容の詳細の一部だけでも把握したいため」、「現在継続中の民事裁判において、行政指導を受けた企業が行政指導の事実はなかったと否定しているため」と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(4)に掲げる部分

を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年8月25日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月8日     | 審議                |
| ④ 同年11月10日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月1日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「①審査請求人が平成27年特定月に派遣法違反という内容で兵庫労働局需給調整事業課に、特定事業所A及び特定事業所Bについて相談した記録、②審査請求人が、平成27年特定月に兵庫労働局需給調整事業課に、郵送にて派遣法違反という内容で特定事業所A及び特定事業所Bについて情報提供した記録、及び③上記①、②の相談、情報提供に関し、兵庫労働局が行った行政指導内容詳細及び日にち。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号ロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表に掲げる文書1（兵庫労働局が作成した文書（その1））の不開示部分について

当該部分には、調査結果に基づく労働局の対応に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局の調査手法及び対応方針等が明らかとなることから、本件調査と同種の事案において事業主が必要な資料を提出しなくなるな

ど、労働局が行う調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2（兵庫労働局が作成した文書（その2））の不開示部分について

ア 「応対者職氏名」欄について

8行目、9行目及び14行目は、労働局の調査に対する特定事業所A及び特定事業所Bの応対者の職氏名であって、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「調査の経緯」欄の21行目11文字目ないし20文字目及び39文字目ないし22行目について

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に同号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、原処分で開示されている情報から明らかな内容であり、同号ただし書イに該当し、また、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分は、担当官が特定事業所から聴取した内容及び担当官の意見等が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書3（特定事業所Aが提出した資料（その1））及び文書11（特定事業所Aが提出した資料（その3））の不開示部分について

これらの文書は、特定事業所Aが労働局に提出した当該事業所の内部情報等が記載された文書であるところ、当該事業所からこれらの文書が労働局に提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは

認められず、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書4（兵庫労働局が作成した文書（その3））及び文書6（兵庫労働局が作成した文書（その4））の不開示部分について

当該部分は、当該事業所に関する労働局の対応に関する情報等が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記

(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書5（特定事業所Aが提出した資料（その2））及び文書7（特定事業所Bが提出した資料）の不開示部分について

これらの文書は、特定事業所A及び特定事業所Bが提出したものであり、当該事業所の内部情報等が記載されており、上記(3)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書8（相談連絡票）の不開示部分について

当該部分は、労働局担当官の意見及び方針等が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書10（兵庫労働局が作成した文書（その5））の不開示部分について

当該部分は、労働局が特定事業所Aから収集した当該事業所の事業に係る情報であり、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号口並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示部分	4 該当条文(法14条)	5 開示すべき部分
番号	文書名	通頁				
1	兵庫労働局が作成した文書(その1)	1頁	1行目ないし9行目, 12行目の決裁欄, 下から1行目ないし9行目	左記以外の不開示部分	3号イ 7号柱書き	なし
2	兵庫労働局が作成した文書(その2)	2頁	なし	1行目の1文字目ないし6文字目, 8行目及び9行目並びに14行目「応対者職氏名」, 21行目11文字ないし22行目, 24行目ないし29行目, 31行目及び32行目の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き	21行目11文字ないし20文字目及び39文字目ないし22行目
3	特定事業所Aが提出した資料(その1)	3頁ないし12頁	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ	なし

4	兵庫労働局が作成した文書（その3）	13頁及び14頁	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き	なし
5	特定事業所Aが提出した資料（その2）	15頁	なし	全部不開示を維持	3号イ	なし
6	兵庫労働局が作成した文書（その4）	16頁及び17頁	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き	なし
7	特定事業所Bが提出した資料	18頁	なし	全部不開示を維持	3号イ	なし

8	相談連絡票	19 頁ないし 21 頁	19頁下から 1行目ないし 3行目, 下か ら5行目ない し8行目及び 20頁下から 6行目及び7 行目並びに2 1頁下から1 行目ないし3 行目の不開示 部分, 21頁 下から7行目 15文字目な いし6行目3 6文字目	左記以外の 不開示部分	3号イ 7号柱書き	なし
9	審査請求人が提出した資料	22 頁ないし 27 頁	—	なし	—	—
10	兵庫労働局が作成した文書(その5)	28 頁	なし	全部不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き	なし
11	特定事業所Aが提出した資料(その3)	29 頁ないし 31 頁	なし	全部不開示 を維持	2号 3号イ	なし

※対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号11の1枚目ないし31枚目に1頁ないし31頁と付番したものを「頁」として記載している。